

Consideration of "Guidance on the Strategic Report" - Focused on the Placement of Information in the Annual Report -

journal or publication title	Journal of Aichi Toho University
volume	43
number	2
page range	25-38
year	2014-12-10
URL	<a href="http://doi.org/10.20728/00000359">http://doi.org/10.20728/00000359</a>

「戦略報告書指針」の検討  
— 年次報告書における情報配置の論点 —

深 谷 和 広

愛知東邦大学

# 「戦略報告書指針」の検討

## 一年次報告書における情報配置の論点一

深 谷 和 広

### 目 次

はじめに

- I. 戦略報告書指針の全体像
  - II. 戦略報告書指針案における主要な論点
  - III. 年次報告書における情報配置の論点
- おわりに

### はじめに

2013年8月、英国財務報告評議会（FRC）は戦略報告書指針案として「公開草案：戦略報告書指針」（以下公開草案）【1】を公表した。これは「2006年会社法（戦略報告書および取締役報告書）2013年規則」（戦略報告書規則）【2】への対応として、ビジネス・イノベーション・スキル省（BIS）がこの規則要件を支援する指針の作成をFRCに要請したものである。戦略報告書規則は、英国の会社に対して、これまで取締役報告書の中の事業概要（Business Review）に代わる戦略報告書の作成を求めるものであった。2014年6月、公開草案の検討結果を踏まえて「戦略報告書指針」（以下本指針）【3】は完成した。この戦略報告書指針は年次報告書の情報価値強化に資するものである。この動きはEU非財務情報開示の制度化【4】や「国際統合報告評議会（IIRC）統合報告フレームワーク案」【5】と密接に連動している。

本指針は、「討議資料：開示フレームワークロードマップ」【6】における勧告内容を踏まえ、年次報告書での開示改善プロジェクトに大いに資するものである。本稿では、まず本指針の全体像を示す。次に「戦略報告書指針：フィードバック声明書」（以下フィードバック声明書）【7】の「S2 メインテーマ」を通じて検討段階における主要な論点へのFRC対応を示す。最後に、本指針の「S3 年次報告書」の論点を示し、情報配置に関する本指針の特徴点を指摘する。

## I. 戦略報告書指針の全体像

はじめに、本指針の全体像を簡単に整理しておきたい。本指針の「要約」を提示することで、その特徴点を概観することにした。「要約」では、コーポレートガバナンスと報告の促進をめざすというFRCの目的達成において戦略報告書の作成をキー要素と位置づけている。本指針はこの目的を達成すべく年次報告書全体の文脈から戦略報告書の作成の促進を目指すものである。ここでは、FRCの位置付け、背景、本指針のねらいを前提として、本指針の全体像を示す。

### 要約

(i) FRCのねらいは投資を強化するために高品質のコーポレートガバナンスおよび報告を促進することにある。高品質の戦略報告書はビジネスモデル、戦略、発展、業績、ポジション、将来の見通しのホリスティックな意味ある写像を株主に提供するものである。FRCはこの戦略報告書の作成を企業に奨励することがこの目的達成において重要であると信じる。

### 背景

(ii) 2013年8月、英国政府は戦略報告書と取締役報告書に関する新しい規則を公表した。この規則は現行の会社法要件の改訂をもたらし、2013年10月1日から施行された。この主要な変更点はある種の企業に年次報告書の一部として戦略報告書を作成させる要件の導入にあった。この要件は2013年9月30日以降に終了する期間から適用される。

(iii) BISはFRCに戦略報告書の新しい法律要件を支援する非強制的指針の作成を要請した。この規則による変更は現行と比べて軽度なものを意味していた。しかしながら、公正でバランスの取れた理解可能な報告を促進する明瞭かつ簡潔なナラティブ報告書を企業が作成する場合、本指針が触媒の機能を発揮するとFRCは信じる。従って、この新しい指針の意図は、財務報告全体の品質改善の認識に立って、いかに年次報告書全体において戦略報告書を適合させるかを作成者が検討するように促すことにある。

### 本指針のねらい

(iv) FRCは本指針を次のねらいをもって開発した。

◆原則ベースのもの。

◆ナラティブ報告書の最善慣行の最近の発展を配慮したもの。

◆英国のコーポレートガバナンス・コードの要件に沿ったもの。

(v) 本指針は現行の会計基準審議会の「報告声明書：OFR」【8】と交替するものである。

## 全体像

(vi) 本指針は最適慣行の声明書として機能するものである。従って、強制力というよりも、説得力あるものである。この目標のひとつは、企業が「自らを物語る」ことができるように、高いレベルの原則を設定することにある。

(vii) 本指針は取締役を対象とし、戦略報告書を作成する全企業の最適慣行として機能するものである。

(viii) 本指針は、年次報告書で提供される情報が株主により目的適合性あるものとなることを促進する。この点に配慮して、本指針は年次報告書全体の文脈から設定される。実務上、年次報告書はいくつかの構成要素で構成される。これらの構成要素に含まれる情報はそれぞれ異なる目標を持つ。異なる目標は作成者に開示がどこに配置されるかを指示する。このねらいは、その一体性を促進し、関連情報が全体でリンクされることにある。

(ix) 情報の配置における革新性と規則の枠組みで機能する構成要素を企業に提供するという見解の下、配置は本指針における重要なテーマである。このねらいは、株主にとって重要な情報を優先すること、また情報のアクセス可能性を改善するところにある。法律や規則で許可される場合、本指針は株主に目的適合性のない情報を年次報告書以外で提供することを勧告する。

(x) 戦略報告書の全体目標は、取締役が会社の成功を促進する責務を果たしているかどうかを株主が査定できる情報を提供することにある。これは会社の取締役の意見を反映し、関連財務諸表に背景を提供しなければならない。株主ニーズに対応する場合、年次報告書の情報は他の利害関係者にも関心あるものかもしれない。しかしながら、年次報告書は他の利害関係者を対象として作成される他の形態の報告書の代替物とみなしてはならない。

(xi) 本指針は、戦略報告書への重要性の適用、コミュニケーション原則、内容要素などのセクションを含む。

(xii) 本指針は、株主に重要性のある情報だけを戦略報告書に含めることを勧告する。重要性のない情報は排除しなければならない。これらは主なメッセージをあいまいにし、理解可能性を損なうからである。

(xiii) コミュニケーション原則は次のような戦略報告書の特質を提言する。公正でバランスのとれた理解可能なものであること、簡潔性、将来の見通し志向を持つこと、企業固有の情報を持つこと、年次報告書の別の場所の関連情報とリンクするものである。また、当期の情報を目的適合性あるものとするために、戦略報告書の構成、表示、内容のレビューを勧告する原則もある。コミュニケーション原則は、戦略報告書を会社取締役と株主とのコミュニケーション手段であることの強調を意図するものである。

(xiv) 本指針で設定された戦略報告書の内容要素は会社法から導かれたものである。企業の戦略、目標、ビジネスモデルなどの記述を含む。戦略報告書は、また企業に影響を与える主なトレンドや諸要因の解説、主なリスクと不確実性の記述、ビジネスの発展や業績の分析、主要業績指標（KPIs）を用いた分析などを含めなければならない。重要性がある場合には、環境、従業員、社会、地域および人権問題に関する開示が求められる。また、性別多様性の開示を含める要件も存在する。

要約の全体像は以下の目次に沿ったものである。目標と範囲を設定し、年次報告書全体の文脈での戦略報告書の相互関係を定める。これらの前提のもとに、戦略報告書の基本原則（目的、重要性、コミュニケーション原則、内容要素）を設定する構成である。また、要望の強かった補足資料付戦略報告書に関する内容も追加されている。

＜図表 1：戦略報告書指針の概要＞

戦略報告書指針		頁
内容：		
要約		3
1	目標と本指針の利用方法	5
2	範囲	6
3	年次報告書	8
4	戦略報告書：目的	14
5	戦略報告書：重要性	15
6	戦略報告書：コミュニケーション原則	17
7	戦略報告書：内容要素	20
8	補足資料付戦略報告書	30
付録		
I	用語集	32
II	FRCへの本指針に関する会計評議会のアドバイス	34
III	2006年会社法：戦略報告書開示要件	43
IV	2006年会社法：取締役報告書開示要件	48

## Ⅱ．戦略報告書指針案における主要な論点

2014年6月戦略報告書指針は公表された。この内容2013年8月に公表された公開草案の内容を検討した結果である。公開草案へのコメント受付は2013年11月15日で締め切られた。この検討結果は2014年6月フィードバック声明書として公表された。ここではフィードバック声明書の「2 メインテーマ」を通じてその主要な論点を整理し、FRCの対応状況を確認してみたい。

### 〔2 メインテーマ〕

2.1 全体として、公開草案は受け入れられた。大多数の回答者は採用されたクリアーでアクセスできる原則ベースの軽いタッチのアプローチを評価した。また大多数の回答者は「ガラクタ排除」や「クリアーで簡潔な報告」の論争を進める我々の努力を支持した。

#### <範囲>

2.2 年次報告書全体でより目的適合性ある報告を奨励する目的の下に、全般として回答者は戦略報告書を設定する本指針のアプローチを支持する。しかしながら、ある回答者は、年次報告書の他の構成要素まで拡大することなく、本指針の範囲を戦略報告書に制限すべきであると感じた。

#### <補足資料付戦略報告書>

2.3 会社法S426による（完全な年次報告書に代わりに要約財務諸表を送付するオプションに代替する）補足資料付戦略報告書の発行オプションについて、多くの回答者は公開草案で詳細な指針の欠如を指摘した。年次報告書のどこかで開示される相互参照情報を用いて含められる場合、ある回答者は戦略報告書を単独文書として公表できるかを説明するように求めた。

#### <「セーフハーバー」規定>

2.4 回答者の間に次のような共通の関心事があった。S463に含まれる「セーフハーバー」規定は年次報告書の別場所に表示される情報または本規定の対象となる3つの構成要素の1つに相互参照のみで含められる情報に適用可能なのか？という点であった。

#### <非上場会社>

2.5 ある回答者は、本指針の対象は主に上場会社であることを指摘した。ある回答者は、戦略報告書を作成する大多数の会社が上場会社とは限らないので、戦略報告書を理解可能なものとする要件に制限されることはないこと（コーポレートガバナンス・コードの要件）、また8つの内容要素のうち3つの範囲内であること（S414Cの戦略報告書開示要件）といった関心事を表明した。

#### <重複上場報告要件>

2.6 ある回答者は、公開草案は二重の目的を持つ年次報告書の発行に関する特別な指針を提供していないことを指摘した。例えば、英国会社法と米国上場規則に合致するようにデザインされたものである。特に、英国上場会社が提供するリスクと管理に関する詳細な20-F報告上で重要な部分が戦略報告書で重要な部分と想定されていない点を指摘した。戦略報告書では主なリスクと不確実性に集中するからである。

#### <オンライン報告>

2.7 回答者は、効果的コミュニケーションを達成する年次報告書の構成は年次報告書のある部分のオンライン公表を認めることで助長されると主張した。

#### <最善慣行と適用後レビュー>

2.8 ある回答者は、FRCは本指針の適用後レビューを実施すべきであること、また本指針での設定概念の効果的適用を示す戦略報告書事例の公表を検討するべきであると述べた。また回答者は会社報告レビューチームによる報告書の継続的レビューの必要性があることを強調した。また本指針を早急に完成させる必要があること、最善慣行の開発のため本指針の更新を主張した。

#### <FRCの対応>

フィードバック声明書は上記の主要な論点を示している。FRCはこれらの主要な論点に対して以下のような対応を示している。

#### 《範囲》

2.9 戦略報告書の導入によって、年次報告書をより一体性ある文書とする機会が存在するとFRCは信じている。このことは年次報告書全体の文脈で戦略報告書を設定することで達成することができる。従って、本指針の検討範囲は戦略報告書を越えるべきである。

#### 《法律上のポイント》

2.10 FRCはBISに補足資料付戦略報告書の発行および相互参照情報への「セーフハーバー」規定の適用から生じる法律上の疑問点の明確化を求めた。法律要件の明確化はBISからの文書によって提供されている。これはFRCのウェブサイトで見ることができる。

#### 《非上場会社》

2.11 本指針は戦略報告書を作成する全企業に最適慣行の報告を解説することを意図するものである。FRCの意見としては、非上場会社がコーポレートガバナンス・コードの範囲ではないとの



理由で理解できない戦略報告書を作成する場合、最適慣行は達成されることはないというものであった。例えば、単に法律や規則にこのような開示要件がないという理由だけで重要な人権問題の情報などを除いた戦略報告書を作成することもまた最適慣行ではないということになる。

#### 《重複上場報告要件》

2.12 重複上場要件は適切に構造化された年次報告書では満たされるというのがFRCの見解である。例えば、付録の用語集のサインポストによって、英国では非強制的戦略報告書の目的では重要性のない追加情報を表示する事例である。

#### 《オンライン報告》

2.13 年次報告書の公表要件は規則で定義される。しかしながら、会社法は会社定款や株主の承認によって年次報告書をオンラインで公表することを許可している。

#### 《最善慣行と適用後レビュー》

2.14 FRCは本指針の更新のため適用後レビューと本指針の改訂の必要性を検討するだろう。

FRCはこのように主要な論点についての対応状況を明確に示している。範囲の点については年次報告書全体を対象範囲とすることを示す。法律要件に関してはBISの文書で明確化を図っている。非上場会社の論点は本指針が全企業にする最善慣行として機能するものであることを明確化することで対応する。重複上場報告要件とオンライン報告の論点は年次報告書における情報配置の指針で対応する。適用レビューと改訂の必要性の検討を表明するというものであった。

### Ⅲ. 年次報告書全体における情報配置の論点

最後に、年次報告書全体の情報配置の論点に対する本指針の特徴を指摘したい。このために「S3 年次報告書」における情報配置の指針を整理することにした。なお、枠で囲まれた項目は主要原則を示している。

#### <年次報告書の目的>

まず、最初に、年次報告書の目的を定めて、その役割を明確に示している。

3.1 本指針は主に戦略報告書の要件適用に集中するものである。しかしながら、また年次報告書全体の文脈から戦略報告書の役割を記述する。これは戦略報告書が単独で存在することはないと認識するからである。

3.2 年次報告書の目的は、資源配分的意思決定を行う上で、また取締役の受託責任を査定する上で、株主に目的適合性ある情報を提供することにある。

3.3 年次報告書は、以下の点を査定するため株主に必要な情報を提供しなければならない。

- (a) 発展、業績、ポジション
- (b) 将来の見通し
- (c) 目標達成のための戦略
- (d) ビジネスモデル
- (e) ガバナンス
- (f) 取締役報酬

3.4 株主のニーズに対応する場合、年次報告書の情報は他の投資家（例えば、負債投資家や潜在的投資家など）や債権者にも興味あるものかもしれない。他の利害関係者（例えば、顧客、従業員、地域住民など）は幅広くこれらに含められる情報の利用を期待するかもしれない。年次報告書は次の場合には他の利用者にも目的適合性のある問題を記述するはずである。企業ビジネスの発展、業績、ポジション、将来の見通しの問題への影響のために、これらが株主にも重要である場合である。しかしながら、年次報告書は他の利害関係者のために記述された他の形態の報告の代替物とみなしてはならない。

3.5 年次報告書は全体として公正でバランスの取れた理解可能なものでなければならない。また企業業績、ビジネスモデル、戦略を査定する上で必要となる情報を株主に提供しなければならない。

3.6 どのように取締役がコーポレートガバナンス・コードを適用しているか、またはなぜ適用しないのかの説明を求められる場合は、取締役は公正でバランスの取れた理解可能なものと主張する声明書を年次報告書に含めることを求められる。

#### <情報の配置>

次に、年次報告書の全体像を示す表1を用いて年次報告書の構成要素を識別する。また構成要素の目的を提示し、開示要件の源泉をハイライトする。この表1が情報配置をガイドする役割を果たすことを示す。

＜図表 2：年次報告書の構成要素：表 1＞

文書	年次報告書 (アニュアルレポート)				
文書の目的	年次報告書の目的は、資源配分の意思決定や取締役の受託責任の評価において、株主に目的適合性のある情報を提供することである。				
構成要素	戦略報告書	CG報告書	取締役報酬報告書	財務諸表	取締役報告書
構成要素の目的	<ul style="list-style-type: none"> <li>財務諸表の背景を提供すること。</li> <li>企業のビジネスモデル、その主目標と戦略へのインサイトを提供すること。</li> <li>企業が直面する主なリスクやこれらが将来の見通しにどのような影響を与えるかを記述すること。</li> <li>企業の過去業績の分析を提供すること。</li> <li>補充情報の配置を示すサインポストを提供すること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>企業の統治構造に関する構成要素および組織が企業の目的達成をどのように支援するか説明する必要な情報を提供すること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>企業の役員報酬方針に関する全ての要因を設定すること、方針設定の根拠となる主な事実を述べること。</li> <li>いかに取締役報酬の方針が適用されているかを報告すること。</li> <li>取締役への支給額を示すこと。企業業績と取締役報酬の関係の詳細を提供すること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>GAAPによって、企業の財務ポジション、業績、発展を表示すること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>企業に関する他の法律や規則で定められた情報を提供すること。</li> </ul>
非上場の英国会社に対する年次報告書開示要件の主要な源泉	<ul style="list-style-type: none"> <li>The Act s414C</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>該当なし</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>該当なし</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>Accounting standards</li> <li>The Act</li> <li>SI2008/410</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>SI2008/410 Sch7</li> </ul>
ロンドン証券取引所にプレミアム上場する英国会社の年次報告書開示要件の主な源泉	<ul style="list-style-type: none"> <li>The Act s414C</li> <li>The Code C.1.2</li> <li>DTR 4.1</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>The Code Sch B</li> <li>LR9.8.6(5)(6)</li> <li>DTR 7.1</li> <li>DTR 7.2</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>SI2008/410 Sch8</li> <li>The Code Sec D</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>Accounting standards</li> <li>The Act</li> <li>SI2008/410</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>SI2008/410 Sch7</li> <li>DTR 4.1</li> <li>DTR 7.2</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>LR9.8は「年次報告書と計算書類」である特定の開示を含めることを求めている。</li> </ul>				

略号：The Act = The Companies Act 2006, The Code = 2012 UK Corporate Governance Code, DTR = Disclosure and Transparency Rules, LR = The Listing Rules of Financial Conduct Authority, SI2008/410 = The Large and Medium sized Companies and Groups (Accounts and Reports) Regulations 2008 no.410 as amended

3.7 表 1 は年次報告書の全体像を提供するものである。これは年次報告書の主要な構成要素を識別し、異なるがリンクした目標を設定し、また開示要件の主要な源泉をハイライトする。この表はどこに情報をベストに配置するのかの点で作成者の判断を支援するものである。年次報告書の構成要素を作成する場合に異なる目的を検討することは目的適合性のある集中した情報だけを含める上で支援となる。

3.8 法律や規則は年次報告書の構成要素を定義する。しかしながら、構成を指示するわけではない。同様に、表 1 は年次報告書における具体的に構成や順番を定めることを意図していない。また具体的に識別した構成要素だけを含めることを取締役に制限するものでもない。法律や規則で求められない他のセクション（例えば、議長声明書、CFO報告など）は、目的適合性がある理解可能な文書である最善の方法であると考えられる場合、強制される構成要素の補助部門として年次報告書に含められるかもしれない。または単独の非強制のセクションとして含められるかもしれない。

3.9 表1は革新や実験の制限を意図するものではない。本指針はこの枠組みにおいて利用できる柔軟性を用いて年次報告書の構成の検討と挑戦を促進するものである。

3.10 年次報告書や他の場所での情報配置は情報の効果的コミュニケーションを促進しなければならない。

3.11 年次報告書は会社取締役と株主とのコミュニケーションの手段である。その構成はコミュニケーションを促進するものでなければならないが、会社法や他の規則の要件を順守しなければならない。全般的に、情報が株主に目的適合性ある場合にのみ、これを年次報告書に配置しなければならない。主に他の利用者のニーズに応じるために提供される情報は、法律や規則が許可する場合、他の場所に配置しなければならない。(例えば、オンラインや他の報告書で)

#### 年次報告書の構成要素への情報配置

ここでは構成要素の目的に合致する目的適合性ある情報のみのコミュニケーションに集中し、各報告書は法律や規則で求められるものだけを含めることを示している。このために戦略報告書の要件で定められた内容要素は一般的には戦略報告書に配置されることになる。

3.12 年次報告書の構成要素はその構成要素の目標に合致する目的適合性ある情報とのコミュニケーションに集中すべきである。

3.13 会社法は年次報告書の構成要素を別々に識別可能な部分であると想定している。従って、戦略報告書、コーポレートガバナンス声明書、取締役報酬報告書、財務諸表、取締役報告書は、法律や規則で求められる情報との効果的コミュニケーションに必要な内容のみを含めなければならない。

3.14 上記3.13項に準拠して、戦略報告書の要件で求められる情報は一般に戦略報告書に配置しなければならない。

#### 年次報告書内の相互参照

本指針は公開草案で提案された「コアと補足」による情報区分アプローチに代えて相互参照とサインポストの概念を採用している。このことによってコア部分と補足部分を区分する構造を提供している。本指針は用語集で相互参照を次のように定義する。相互参照は年次報告書のある構成要素で表示される情報を年次報告書の他の構成要素の必須の部分として含めるものである。こ

の構成要素は相互参照を除いて完全であることはない。相互参照による情報は年次報告書に配置しなければならない。

3.15 いくつかの事例において、年次報告書の異なる構成要素に適用する異なる法律や規則の要件から生じた類似または関連の開示要件をまとめることは有効なことかもしれない。このことは重複を削減し、ある場所でリンクをハイライトし、明瞭に説明できるようになるだろう。

3.16 戦略報告書に適用する開示要件を満たす情報をこの構成要素以外で表示する場合には、この開示要件を満たすために相互参照を用いなければならない。相互参照はクリアーで具体的であらねばならない。また、相互参照は年次報告書の他の構成要素にも適用できるかもしれない。

3.17 相互参照の利用は、ある情報を年次報告書の他の構成要素に配置するならば、より効果的に会社の物語を語る場合にのみ限定されるべきである。

### 補完情報の配置

本指針は用語集で補完情報を次のように定義する。株主には目的適合性があるが、法律や規則で求められる情報との効果的なコミュニケーションでは必要ではないものである。補完情報はより詳細な情報となる可能性もあるし、任意の追加情報かもしれない。本指針は補完情報の配置を年次報告書の非法定のセクションか取締役報告書での表示を指示する。

3.18 年次報告書に含めることを求められないが（任意の場合）、取締役がパブリックドメインに配置を望むような補完情報は別に公表しなければならない。（例えば会社のウェブサイトなど）。しかしながら、年次報告書にいくつかの補完情報を含めることが適当であると取締役は考えるかもしれない。この事例では、この情報を年次報告書の非法定のセクションか取締役報告書に含めることができる。

### サインポスト

本指針は用語集でサインポストを次のように定義する。これは補完情報に株主の注意を向ける方法である。これは年次報告書の開示事項に関連するものである。ある構成要素はサインポストされた情報を参照することなく、法律要件または規則要件を満たさねばならない。補完情報はサインポストされた構成要素の一部ではないことを明示しなければならない。サインポスト情報は年次報告書または別の場所に配置することができる。

3.19 戦略報告書は、株主へのトップ層の情報として検討されるべきである。いく人かの利用者はより大きなレベルの詳細を求めるかもしれない。この場合、戦略報告書は他の補完情報をサインポストするものとして利用することができる。

3.20 サインポストは株主が詳細な補完情報を探り当てることを可能にするものである。これは特定の構成要素で記述される事項に関連するが、その構成要素に関連する法律や規則で求められる情報と効果的コミュニケーションをする上では必要ではないものである。このより詳細な補完情報は年次報告書の別の場所に配置されるか、別のものに表示すべきである。この情報のサインポストは、これはサインポストされる構成要素の一部を構成することはない点を明らかにしなければならない。

3.21 上記の3.12項～3.14項に関わりなく、年次報告書の構成要素はそれぞれ別々に作成してはならない。年次報告書の作成における統合されたアプローチによって、リンクとサインポストを通じてここで開示された情報項目の目的適合性ある相互関係や相互依存が適切に識別され、ハイライトされる。

## 保証

本指針は情報が監査対象であるか否かを示すことの重要性を指摘している。

3.22 通常は、開示要件の源泉又は年次報告書やその他の配置はその情報の保証レベルに影響を与えるだろう。(例えば、監査、レビュー、非公式の保証など)。最低でも、どの情報が監査対象のものであって、どの情報が監査対象外であるのかを明らかにすることが重要である。本指針で設定された指針適用が単独の法律や規則の源泉からの開示要件を分割する場合、異なる源泉から導かれた要件を混合する場合にこのことが該当する。

これまで本指針「S3 年次報告書」における情報配置の論点を概観した。その特徴点を簡単にまとめておきたい。まず年次報告書の全体像を示す表1によって構成要素の目的と開示要件の源泉を示し、情報配置のガイドの役割を設定する。これは構成要素の目的と開示要件の源泉に合致する情報のみをその構成要素に配置することを示している。また、相互参照の概念を年次報告書のある構成要素の情報を他の構成要素の必須の部分とすることを設定し、相互参照を活用することによって年次報告書の構成要素間の一体性の向上を図るものである。また補完情報の定義を株主には目的適合性があるが、法律や規則で求められる情報との効果的なコミュニケーションでは必要ではないものと設定し、この補完情報を活用する方法としてサインポストの概念を採用する。サインポストは相互参照と異なり補完情報に株主の注意を向ける方法である。サインポスト情報

は年次報告書か別の場所に配置するものである。相互参照とサインポストの概念の設定によって情報のコア部分と補助部分を区分する構造を提供するところに本指針の重要な特徴をみることができる。開示要件の源泉や年次報告書または他の場所の情報配置によって保証のレベルの問題が生じる。本指針では情報が監査対象となるか否かを明らかにする必要性を指摘する。「S3 年次報告書」では年度報告書における情報配置の論点に対する重要な指針を提供している。

## おわりに

まず本指針の全体像を簡単に整理している。本指針の「要約」の内容を通じて、本指針全体の特徴点を概観した。この「要約」は、コーポレートガバナンスと報告の促進をめざすというFRCの目的達成のために戦略報告書の作成を重要な要素として位置付けるところから始まる。本指針はFRCの目的を達成すべく年次報告書全体の文脈から戦略報告書の作成の促進を目指すものである。本指針の「要約」の内容から本指針の全体像とその特徴点を理解することができる。

次に、フィードバック声明書の「2 メインテーマ」を通じて、公開草案における主要な論点を整理し、これに対するFRCの対応を確認してみた。対象範囲の点については年次報告書全体を対象範囲とすることを示す。法律要件に関してはBISの文書で明確化を図っている。非上場会社の論点には本指針が全企業にする最善慣行として機能することを明確化することで対応する。重複上場報告要件とオンライン報告の論点は年次報告書における情報配置の指針で対応する。適用レビューと改訂の必要性の検討を表明する。これらの検討結果を受けて本指針は完成した。

最後に、年次報告書における情報配置の論点を示し、本指針「S3 年次報告書」の特徴点を指摘した。本指針における重要な変更点は年次報告書における情報配置の論点への対応である。本指針は公開草案で提案された「コアと補足」による情報区分アプローチに代えて相互参照とサインポストの概念を採用している。相互参照とサインポストの概念の設定によって情報のコア部分と補助部分を区分する構造を提供する。この部分に本指針「S3 年次報告書」における特徴をみることができる。

## <参考文献>

- 【 1 】FRC, *Exposure Draft: Guidance on the Strategic Report* (2013)
- 【 2 】*The Companies Act 2006 (Strategic Report and Directors' Report) Regulations 2013* (2013)
- 【 3 】FRC, *Guidance on the Strategic Report* (2014)
- 【 4 】EUROPEAN COMMISSION, *Disclosure of non-financial information by certain large companies: European Parliament and Council reach agreement on Commission proposal to improve transparency* (2014)
- 【 5 】IIRC, *International <IR> Framework* (2013)
- 【 6 】FRC, *Discussion Paper: Thinking about disclosures in a broader context A road map for a disclosure framework* (2012)
- 【 7 】FRC, *Feedback Statement: Guidance on the Strategic Report* (2014)
- 【 8 】ASB, *Reporting Statement: Operating and Financial Review (OFR)* (2006)
- 【 9 】Deloitte, *GAAP 2014: Annual report disclosures for UK listed groups* (2013)
- 【10】古庄修, *統合財務報告制度の形成* (2012)

受理日 平成26年10月1日